

叡尊における戒理解の特異性

——特に在家仏教徒のために——

大 谷 由 香

覚盛と共に嘉禎二年（一二三六）、東大寺法華堂（不空羅索堂）において「通受」による自誓受戒を行い、菩薩比丘になつたと宣言した叡尊（一二〇一—一二九〇）は、近年歴史学の分野でさかんに研究されており、後に西大寺や法華寺に新しく戒壇を築き、公家政権の承認しない（官僧ではない）遁世僧を生み出して、民衆個人に直接対面し、戒を授けて救いを説いたことが知られている。^①しかし叡尊の歴史関連以外の著作はほとんどが注釈書であり、その注釈方法も他師の論書の文を引用するばかりで、叡尊の考えが直接説かれるものが少ない、という事情から、彼がどのような教学に基づいてそのような行動をとつたのかについては、いまだ明らかでないところが多い。叡尊が戒をもつて民衆救済に当たつたのであれば、彼の戒理解がそれ相応の一面をもつたものであつたと推測できよう。本稿では、①元輪撰『表無表詳口抄』、②定泉口説・英心述『表無表章顕業鈔』（一二三〇成立）、③英心述『菩薩戒問答洞義鈔』（一二三〇八成立）の資料を主に使用し、叡尊の在

家戒・出家戒に対する理解をみていきたい。これらの資料は「Ⅰ」いずれも叡尊没後二十年を待たずして成立した書物であること、「Ⅱ」資料の著者である三名ともが西大寺僧であること、「Ⅲ」教理内容に大差がないこと、「Ⅳ」①②については叡尊の弘安年間の講義について述べられている箇所があつて、著者である元輪・定泉が叡尊の講義を直接聴いていたことが知られるし、③は②を述した英心の撰述であること、の四点から、特に「菩薩仰云」などとあるものに関しては、叡尊直説である信憑性が高いであろうと思われる。

一・三聚浄戒を通受した場合の七衆の区別

襄輪顕量氏によれば、通受によつて七衆別解脱律儀（Ⅱ摂律儀戒）を受けた場合、覚盛は「形」「分」「願」「時」の四種によつて七衆の区別をすとしており、それぞれが分に随つて志を起こし、堪えられるところに依じて五戒、十戒、具足戒、乃至その応ずるところの一分、少分、多分と戒を選択受

持することを可能としたという。⁽²⁾つまり覚盛にあつては、通受戒を受けて菩薩比丘になることで、戒の分受が可能になると考えるようである。これに対して叡尊の場合は、

「A」問⁷。七衆等ハ具ニ十支ヲ。有願無願云何シカ分ニ。カツヤ之ヲ。又出家在家ハ何ヲ以テ分ツ乎。答。制門ハ是レ別也。比丘ハ有ニ五篇ノ刑名¹。三衆ハ唯²吉羅ノミ。在家ノ二衆ハ無シ篇名¹也。云云(表無表章顯業抄「日藏」卷六七、一三八頁下)

といつて、犯戒した場合の罪によつて通受七衆を区別するとしている。⁽³⁾

二、戒の分受について

では、覚盛が通受戒を受けることで可能となつたとした、戒の分受について、叡尊はどのように考えていたのであろうか。

戒の分受を許す典拠としては、覚盛・叡尊ともに、「表無表色章」において「瑜伽師地論」卷五十三にみられる百行律儀の解釈がなされていることを挙げるようである。百行律儀とは三業十不善業のうち、或いは少分のみを離れ、或いは少時だけ離れ、乃至全分、尽寿まで離れ、大歡喜を生じるまでの十段階であるが、「表無表色章」ではこれが全て戒体である無表色を生じるか否かが議論される。叡尊はこれを処中律儀として七衆別解脱律儀(≡撰律儀戒)とは区別し、「表無表色章」中の文を「若依²此義¹。雖^下受²三十善¹熏^中補入^下熏^中字^下十善種^上」

雖^下有^下二十類功能^上名為中律儀^上。戒但七支⁽⁴⁾」と訓じて、これを解釈している。⁽⁷⁾

「B」(「若依此義雖受十善」等者トハ、菩薩ノ仰セシ云)。〔中略〕「十善種」者トハ、受²ク十善¹ヲ時ノ十箇種子ナリ。誓²受スル不殺善¹ヲ所依種子「乃至」誓²受スル離邪見¹ヲ所依種子也。(中略)「十類功能」者。十善種子ノ上ニ各ノ具²フル少分遠離多分遠離乃至讚述慶慶ノ十類功能¹ヲ。故ニ總シテ有²ニ百類功能¹。即チ百行律儀也。「功能」者トハ善功能也。隨²ヒテ遠²離²惡¹ヲ有²ニ不殺生等ノ善功能¹。(中略)「戒但七支」者。十箇種子之上ニ離²レトモ成²ニスト律儀¹。発²スルハ無表¹ヲ者但夕前七支ノミ也。是ノ故ニ百行中ノ前七支ニハ有²ニ無表¹。後ノ意三十三ハ無²シ無表¹。故ニ云²ニ「戒但七支」ト也。(中略)雖^レトモ名²クト律儀ト唯²殺盜等ノ七惡ノ上ニノミ帶²ヒ運運防功用¹ヲ。貪等ノ惡ノ上ニハ不²レル發²セ運運倍增ノ無表¹也。既²無²ニキカ意¹能防無表¹故²。能防種子ノ意表所熏ハ不²レテ可²カラ發²ス無表¹成²スレ也。此レ約²ニ十善百行¹ニ論²スルカ之ヲ故²ニ如²ク此ノ判²スレ也。設²ヘハ此ノ師ノ意菩薩戒ニアラハ者身語表ノ上ニ可²レキシニテ發²ニス後三能防無表¹ヲ不²レ同²シカラ百行¹ト也。通受時ニハ者三業相望スルニ意業劣ルカニ離²レトモ不²レ發²セ無表¹ヲ、身語種上ニ十支俱²ニ可²レキ發²得¹スレ也。百行時ニハ者意業自²リ本劣ルカ故ニ全ク無²ク十支能防無表¹、身語表上ニ雖²モ遠²ニ離²レトモ彼¹ヲ、唯²得²テ七支無表¹ノミ不²レ可²ラ有²ニ意能防無表¹也」ト(表無表詳口抄「日本大藏經」卷六七、一八七頁下—一八八頁上)

これによれば叡尊は、通受戒を受けた時には、身語意の三業

の無表に、それぞれ十支悪（殺生・偷盜・邪淫の身三支、妄語・悪口・両舌・綺語の語四支、貪欲・瞋恚・邪見の意三支）を防ぐ功能作用を発するとするが、この百行律儀を受ける（つまり戒を分受する）場合には、受者の無表は、七衆別解脱律儀を別受した場合と同じく、身語七支の功能を具えるのみであるとする。叡尊は、菩薩戒は未來際にわたると定義し、また三聚淨戒を通受するということは、七衆別解脱戒をすべて具えることであるとしたため、分時分受の律儀である百行律儀を菩薩戒として認めることができなかつたのであろう。

このようなことから叡尊においては、以下「C」「D」からわかるように、通受によつて七衆別解脱律儀を受けた場合は分受ができないという。

「C」問ヒテ曰ク。通受ノ五八ハ有ニルヤ分受否ヤ。答ヘテ曰ク。雖レトモ有ニリト異義。若シ依ラハ『補行文集』(『菩薩戒本宗要補行文集』)ノ(叡尊の)御註ニ。雖レトモ為ニテ初根ノ引接ト許スレバ。依レハ戒体ニ不レ可レカラ成ス。欲レサハ成ニセント戒体ヲ必ス具受ス。『章』(『義林章』)ノ文ニ云ク。「其レ菩薩戒ハ期心広キカ故ニ必ス須ニシ具受一。亦タ非ニスト初位ノ引接ニ之故ニ。」「已上」既ニ言フ其菩薩ハ寛ク過ニワタルト。七衆ニ。初位者トハ則レ別受ノ五八也。故ニ知レヌ不レ可ニカラ通受ノ五八ハ有ニル分受一。『本業』ニ許ニシテ分受ヲ為ニスハ初根引接ト。若シ抛ラハ実理ニ応レシ依ニル章積ニ。『已上』(叡尊の)御注ノ意ナリ。雖レトモ異義往往ト以レテ此ヲ為ニス実義ト。(菩薩

薩戒問答洞義鈔「日藏」卷六九 二九四頁下)

「D」『章』「亦非初位」者トハ。對ニシテ此ノ初位ニニ義アリ。招提寺義ハ任ニセテ『本業經』ノ説相ニ住前信相ノ菩薩ヲ云ニ初位ト。是ニ許ニス分受ヲ。入僧祇之位ニハ不ニルカ許ニサ分受ヲ故ナリ。菩薩(『叡尊』)ノ御義ハ指ニシテ近事等一ヲ云ニ初位ト。彼ハ初誘戒ノ故ニ許ニス分受ヲ。菩薩ノ機根ハ純熟ナルカ故ニ。縱トモ住前ト不レ可レカラ許ニス分受一。『本業經』許ニスハ分受ヲ結縁分ナリト。云々。是レ『補行文集』ノ意也。(定泉が)弘安ノ『章』談義ニ於ヒテ同ニシク招提之義ト給フ。云々(表無表章頭業抄「日藏」卷六七 二三九頁上)すなわち覺盛の説に依る唐招提寺義は、『本業經』の説相に任せて住位に入る前の信位の相を持つ菩薩を指して「初位」といつて、これに分受を許している。これはすなわち前に述べたように通受によつて菩薩戒を受け、菩薩比丘となつた者にだけ分受を許すということであろう。しかし叡尊は近事などの在家の者を指して「初位」といつて、これに分受を許し、通受によつて菩薩比丘となつた者は、たとえ住前であつたとしてもこれに分受は許さないという。

まとめ

叡尊の戒理解の特異性は、覺盛が通受菩薩比丘のみが戒の分受を許されるとしたのに対して、別受の在家だけが戒の分時分受を許されるとしたところにある。また「A」より明ら

かなように、叡尊は在家の二衆に關しては、三聚淨戒を通受して犯戒したとしても、罪がないとしていたようである。覺盛は、通受によって戒を得た場合、犯戒した場合の罪は全て突吉羅であるとしてこれを区別していなかったが、これは出家にとつては軽い、在家にとつては難しく、在家が通受した場合のことは考慮していなかったといえよう。覺盛・叡尊両者の相違点は、覺盛が比丘中心に戒律を理解し、比丘が戒律をより現実に具体的に受持できるように戒律解釈の変革を行ったのに対し、叡尊はそれまで仏教とは縁遠かった民衆中心に戒律を理解して、實際守ることが可能な戒を授け、在家の仏教徒となつて仏縁を結ぶことができるよう戒律解釈の改革を行ったことにあるといえる。そのためには、戒師である比丘は真に菩薩比丘としてすべての戒を受持しなくてはならないし、またその發菩提心のために意三支を含めた十支無表が三業種子の上に發せられるのである。

1 『勸進と破戒の中世史—中世仏教の実相—』〔吉川弘文館、一九九五—一九五—二三四頁など〕

2 養輪顯量『中世初期南都戒律復興の研究』〔法蔵館、一九九一—一九九頁—一六四頁、三八八—四〇一頁〕

3 これについては凝然述『通受比丘懺悔而寺不同記』、『大正蔵』卷七四にも触れられ、覺盛に依る唐招提寺義と説が異なることが述べられている。

4 『瑜伽師地論』には、以下のように百行律儀が説明されている。

謂於十種不善業道少分離殺。乃至少分遠離邪見。是名初十行。若多分離殺生。乃至多分離邪見。是名第二十行。若全分離殺生。乃至全分離邪見。是名第三十行。若少時離殺生乃至離邪見。謂或一日一夜。或半月一月。或至一年。是名第四十行。若多時離殺生乃至離邪見。謂過一年不至命終。是名第五十行。若盡壽離殺生乃至離邪見。是名第六十行。若自離殺生乃至離邪見。是名第七十行。若於此事勸進他人。是名第八十行。若即於彼以無量門稱揚讚述。是名第九十行。若見離殺生者乃至離邪見者。深心慶悅生大歡喜。是名第十行。如是十行總説為百行。（瑜伽師地論）〔『大正蔵』卷三〇、五九〇頁上〕

5 基撰『大乘法苑義林章』卷第三之末、表無表色章〔『大正蔵』卷四五、二九九頁上—下〕

6 叡尊草『表無表章詳体文集』卷上〔『日蔵』卷六七、七頁〕

7 元輪撰『表無表詳口抄』〔『日蔵』卷六七、一八七頁下—一八八頁上〕

8 元輪撰『表無表詳口抄』〔『日蔵』卷六七、一六二頁上—下〕

9 養輪顯量、前掲書

〈キーワード〉 叡尊、通受、戒

（龍谷大学大学院）

151. The Ancient Manuscript *Kanbo-sanjukko-hyobyaku* Owned by Kōfuku-ji Temple

Fumihiko TAGAWA

The ancient manuscript called *Kanbo-sanjukko-hyōbyaku* (観善三十講表白) is owned by Kōfuku-ji Temple. This manuscript was discovered by the author when investigating the function and character of Bodai-in Temple last year. Bodai-in Temple is one of the branches of Kōfuku-ji. This ancient manuscript had not been studied yet. The ‘Kanbo-sanjukko’ (観善三十講) is one of the religious meetings held by Kōfuku-ji. Priests were educated there. But, the manuscript has an endorsement written in the Edo period. Therefore it is rather difficult to get exact knowledge of the meetings held in ancient times. However, I believe that this manuscript can contribute to the clarification of the nature of the varieties of meetings in Kōfuku-ji.

152. Eison’s Reform in Understanding the Precepts for the Lay Buddhist

Yuka Ōtani

In this paper, I study Eison’s 叡尊 (1201-1290) understanding of the precepts on the basis of writings by three people: Genrin 元輪 (1278-87), Jōsen 定泉 (1273-1310-), and Eishin 英心 (1263-1310-) who belonged to the Eison lineage. Eison’s understanding of the precepts will be consolidated in the following points. (1) Laymen who receive precepts through *Betsuju* 別受 are permitted to divide them and observe some of them and/or to delimit time to observe some of them. (2) Even if laymen violate precepts, those who receive precepts through *Tsuju* 通受 are guiltless. (3) For Buddhist priests, the working of *avijñapti* (*kaiai*) is strengthened because priests who receive the precepts through *tsuju* swear to live as bodhisattvas. However, the same crime as the Hīnayāna is applied when precepts are violated. As mentioned above, Eison reformed the understanding of the precepts for people with a weak relation to Buddhism, in order to construct the system that gives the people precepts by priests who are bodhisattvas, and makes laymen’s Buddhism

more acceptable to them.

153. Myōe's Understanding of the Exoteric and Esoteric Buddhism: Focusing on 'Gohimitsu goshō to dōtaisetsu'

Sei NORO

The theory of Identity between the Five Secrets and the Five Sacred's 'Gohimitsu goshō to dōtaisetsu 五秘密与五聖同体説' was described in the *Kegon bukko zanmaikan hihōzō* 華嚴仏光三昧觀秘宝蔵 volume two written by Myōebo Kōben 明恵房高弁 (1173-1232) in his later life. According to that theory, the five saints, 'Goshō 五聖,' Mañjuśrī, Samantabhadra, Maitreya, Avalokiteśvara and Vairocana, originating in the *Avatamsaka sūtra*, and the five secret worthies, 'Gohimitsuson 五秘密尊,' of Esoteric Buddhism are essentially identical. When Myōe of the 'Gohimitsu' is studied, it turns out that Myōe had a keen interest in 'Gohimitsuhō 五秘密法' from an early stage. He set up in the *Hihōzō* the Goshō theory that he developed from the 'Sansheng yuanrong' theory 三聖円融説 of Li Tongxuan 李通玄 (635-730). And he insisted that 'Goshō' is the same as 'Gohimitsu' in the point that both take great wisdom and great compassion as their essence. However, 'Goshō' and 'Gohimitsu' are not equal in their mutual relationship but 'Goshō' of Huayan is included in 'Gohimitsu,' not vice versa. In this paper, the place of Esoteric Buddhist doctrine in Myōe's thought is considered by examining the 'Dōtaisetsu' described in the *Hihōzō*.

154. For taking a *Tsuboi* (壺井) *Tsūbō-ji* temple (通法寺) in Ancient *Kawachi* Country (河内国): Connected with Priest *Ryukō* (隆光)'s tombstone of ruined *Tsubo-ji* temple (通法寺址) in *Habikino* City (羽曳野市)

Katsuhiko KOGA

Priest Ryukō 隆光's tombstone is found in the following four places. (1) Tōshōdai-ji 唐招提寺, (2) Murō-ji 室生寺, (3) Otokuni-dera 乙訓寺, (4) the ruined Chōshō-ji 超昇寺址. We can add (5) the ruined Tsūbō-ji 通法寺址 to